

**平成28年度から軽自動車税の税率が変わります** 問合せ 税務課 ☎ 43-7505

平成26・27年度税制改正にともない、軽自動車税の税率が下記のとおり見直されることになりました。



◆原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

購入や登録の時期に関わらず、平成28年度の軽自動車税から全て新税率で課税されます。

車種区分		(旧税率) 27年度まで	(新税率) 28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
その他	雪上車	2,400円	3,600円
	被けん引車	4,000円	3,600円

◆四輪以上および三輪の軽自動車

最初の新規検査された日付によって税率が決定されます。

車種区分	(現行税率)		(新税率)	(重課税率)	
	H27.3.31以前に最初の新規検査をした車両 ※重課税率対象車を除く		H27.4.1以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両	
三輪	3,100円		3,900円	4,600円	
四輪以上	自家用	乗用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨物	4,000円	5,000円	6,000円
	営業用	乗用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	3,000円	3,800円	4,500円

※最初の新規検査とは、新車新規登録のときに受ける検査です。これは自動車検査証(車検証)の上部に記載の「初度検査年月」で確認できます。

(初年度検査が平成15年10月14日以前の車両の場合、検査年をみの記載で検査月が記載されていません。その場合はその年の12月が検査月になります。)

※平成28年度に重課税率の対象になるのは、「初度検査年月」が平成14年以前の車両です。対象車両は平成29年度は平成16年3月以前のもの、平成30年度は平成17年3月以前のものというように、1年毎にずれていきますのでご注意ください。

ただし、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ガソリンハイブリッド自動車は対象外です。

◆グリーン化特例(軽課税率)について

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車の新規登録がされた軽四輪車等(三輪以上の軽自動車)について、排出ガスおよび燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、グリーン化特例(軽課税率)の対象となり、平成28年度は下表のとおり軽自動車税が軽減されます。

車種区分	標準課税	1	2	3	
		電気自動車 天然ガス自動車	【乗用車】平成32年度 燃費基準を+20%達成車 【貨物車】平成27年度 燃費基準を+35%達成車	【乗用車】平成32年度 燃費基準を達成車 【貨物車】平成27年度 燃費基準を+15%達成車	
三輪	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上	自家用	乗用	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	1,300円	2,500円	3,800円
	営業用	乗用	1,800円	3,500円	5,200円
		貨物	1,000円	1,900円	2,900円

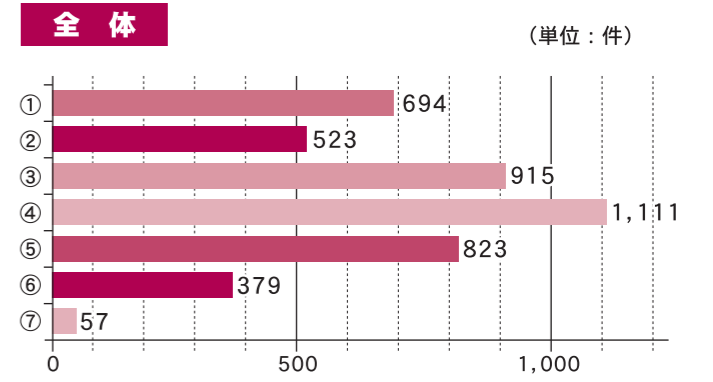
- 1 電気自動車・天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)
- 2 ガソリン車・ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ乗用車は平成32年度燃費基準+20%達成車・貨物車は平成27年度燃費基準+35%達成車
- 3 ガソリン車・ハイブリッド車で、平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ乗用車は平成32年度燃費基準達成車・貨物車は平成27年度燃費基準+15%達成車

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証(車検証)の備考欄をご確認ください。

◆児童にとって統合の方が良いと思う理由は何ですか？

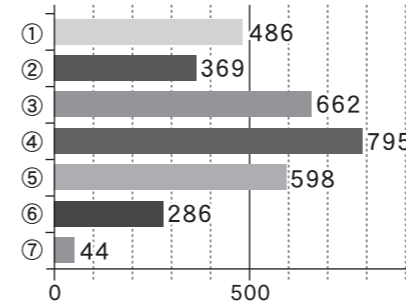
(複数回答) ※前ページ設問で①、②を選択した場合に回答

- ①複式学級にならないようにするため
- ②大人数の中で競争心を育むため
- ③大人数でスポーツや音楽、文化活動を行えるようにするため
- ④多くの交友関係から社会性・社交性を向上させるため
- ⑤いろいろな考え方に触れる機会を得るため
- ⑥クラス替えができるようにするため
- ⑦その他



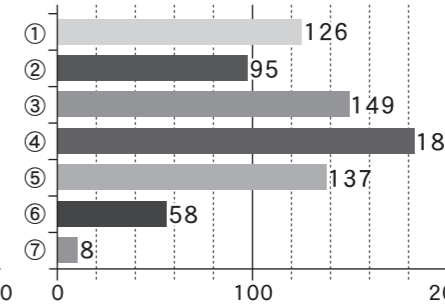
**象潟地区**

(単位:件)



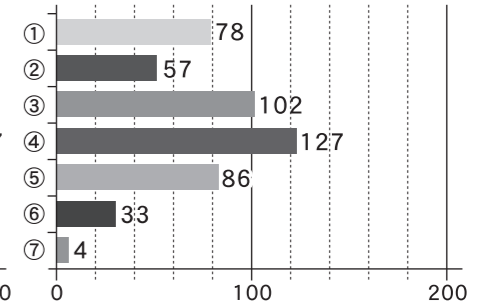
**上浜地区**

(単位:件)



**上郷地区**

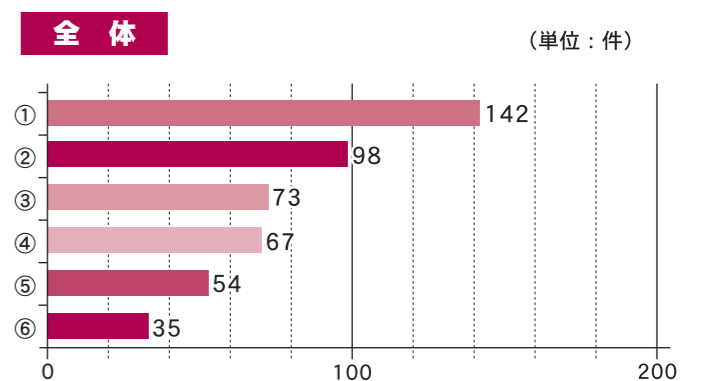
(単位:件)



◆児童にとって統合しない方が良いと思う理由は何ですか？

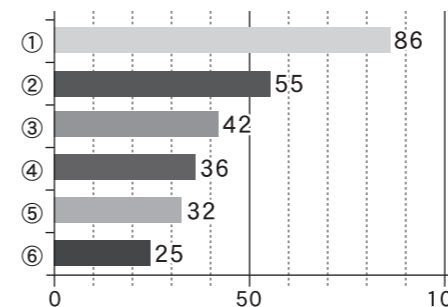
(複数回答) ※前ページ設問で③を選択した場合に回答

- ①少人数教育により行き届いた指導が行われるため
- ②学校が家族的な雰囲気や仲間づくりができるため
- ③学校行事などで一人ひとりの児童が活躍する場が多いため
- ④少人数だと上級生と下級生の仲がよいため
- ⑤児童数が増えるといじめ等に不安があるため
- ⑥その他



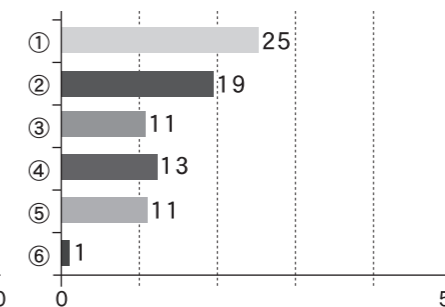
**象潟地区**

(単位:件)



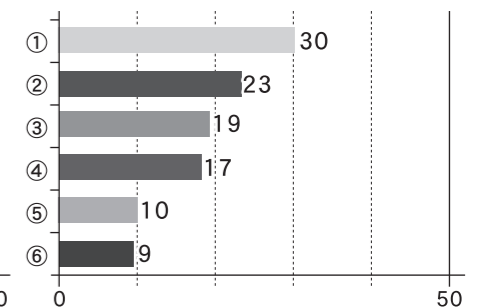
**上浜地区**

(単位:件)



**上郷地区**

(単位:件)



※地区不明の回答があり、全体=象潟地区+上浜地区+上郷地区にならないところがあります。

◆そのほかのアンケートにおける回答結果の傾向

◆統合の時期はいつ頃が良いか？

3地区すべてにおいて「平成30年より前に統合するのが良い」が一番多い回答でした。次いで「分からない」、「平成30年に統合」が多く、統合はやむを得ないが、その時期についてはなるべく早い方が良いとする傾向が見られました。

◆現象潟小学校への統合について

統合する場合の校舎は、現象潟小学校にすることについて、象潟地区は賛成が多く、上浜・上郷地区は反対が多い傾向でした。反対の理由としては、校内の敷地が狭いことと、地震・津波などの防災面で不安が多いという結果でした。

◆統合により気になることについて

上浜・上郷地区においては通学の交通手段への不安が最も多い結果でした。また、統合後の学校のあり方については、統合により学校がなくなると地域の衰退が進むことや伝統芸能がすたれることへの不安があげられました。